

福知山市建築設計及び積算システム賃貸借に係る一般競争入札について、以下のとおり公告する。

平成 24 年 2 月 20 日

福知山市長 松山 正 治

1 一般競争入札に付する事項

- ( 1 ) 事業名称  
福知山市建築設計及び積算システム賃貸借
- ( 2 ) 事業概要  
職員ネットワーク端末及び構築基盤に係るハードウェア、ソフトウェアの賃貸借を行う。
- ( 3 ) 納品場所  
福知山市土木建設部建築課
- ( 4 ) 賃貸借期間  
平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- ( 5 ) 納品期限  
平成 24 年 3 月 31 日
- ( 6 ) 事業の詳細  
別紙仕様書のとおり
- ( 7 ) 契約の種類  
長期継続契約

2 入札参加資格

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- ( 3 ) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- ( 4 ) 福知山市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。

### 3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請期間

公告日から平成 24 年 2 月 29 日(水)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### (2) 提出先

〒620-8501

京都府福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市土木建設部建築課建築第 1 係

電話 0773 - 24 - 7058 (直通)

#### (3) 提出方法

持参又は郵送

#### (4) 提出書類

ア 「福知山市一般競争入札参加申請書」(指定用紙)

イ 誓約書(指定用紙)

ウ 入札保証金免除申請書(指定用紙)

ただし、ウについては、必要な場合のみ提出すること。

#### (5) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、平成 24 年 3 月 2 日(金)午後 5 時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、平成 24 年 3 月 2 日(金)午後 5 時までに FAX による送信又は電話連絡により通知するとともに、後日「入札参加資格者証」を交付する。

### 4 入札及び開札の場所並びに日時

#### (1) 日時

平成 24 年 3 月 6 日(火)午後 10 時 00 分から。ただし、郵便による入札書の受け付けは行わない。

#### (2) 場所

福知山市役所 4 階 402 号室

### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令及び福知山市財務規則(昭和 54 年福知山市規則第 1 号)の規定により行う。

(2) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。

(3) 開札は、上記の場所及び日時に入札者又はその代理人の面前で行う。

(4) 入札者は、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることはできない。

- (5) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。この場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (7) 次の項目に該当する者がした入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者
  - イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他の代理人として入札した場合を含む。)をした者
  - ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者
  - エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
  - オ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
  - カ その他入札条件に違反した者
- (8) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。
- (9) 入札金額は、1か月間の賃貸借料を記載することとする。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) この入札は、「福知山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成18年福知山市条例第21号)」に基づく長期継続契約に係る入札とする。契約期間は5年間とするが、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算が減額又は削除される場合がある。その場合、契約を変更又は解除することになる。その場合においては、事前に通知するものとする。
- (11) 前項の通知があった場合は、発注者と落札者双方で協議するものとする。

## 6 質疑

- (1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、福知山市土木建設部建築課建築第1係へファックス及びメールにて提出すること。
- ア 質疑提出期間 公告日から平成24年2月29日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで
  - イ 質疑提出先 福知山市土木建設部建築課建築第1係  
メールアドレス kentiku city.fukuchiyama.kyoto.jp  
ただし、 は@と読み替えること。

FAX 0773 - 23 - 6537

ウ 質疑回答日 平成 24 年 3 月 2 日(金)

全ての質疑をとりまとめのうえ、回答日に参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで行う。

7 入札保証金及び契約保証金

( 1 ) 入札保証金

入札金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第 117 条第 2 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第 117 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

入札保証金の免除を希望する場合は、平成 24 年 2 月 29 日(水)までに「入札保証金免除申請書」を提出すること。

( 2 ) 契約保証金

契約金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第 117 条第 2 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第 148 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

8 契約書の作成の要否

必要

9 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 問合先

福知山市役所 土木建設部建築課

電話 0773 - 24 - 7058

FAX 0773 - 24 - 6537

11 その他必要事項

落札者は、落札決定の日以後 5 日以内に契約書を提出すること。